

一般名処方加算について

(1) 当院では、医薬品名の一部を一般名(成分名)で記載しております。

商品名ではなくお薬の有効成分名で処方することです。これにより、供給が不安定な医薬品であっても、有効成分が同じである複数の医薬品から選択することができ、患者さんに必要な医薬品を提供しやすくなります。
一般名での処方について、ご不明な点などありましたらご相談ください。

(2) 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

先発医薬品と後発医薬品(ジェネリック医薬品)の薬価の差額の2分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担とは別にご負担いただきます。医師が、先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。詳しくは、厚生労働省QRコードから関連ページにてご確認ください。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)
に関する基本的なこと



https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

出典: 厚生労働省「後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養について」より
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html)

